

令和3年度からの介護保険料について

介護保険料は、介護サービスに係る費用の見込額や65歳以上の方の見込人数などに応じて3年ごとに見直されます。鹿部町では平成27年度の改定を最後に、保険料基準額を据え置きとして運営してきましたが、高齢化の進行や介護サービス利用者の増加などの理由により、保険料の基準額を現在の4,800円から5,500円に改定しました。

保険料は介護保険を運営していくための大切な財源です。介護が必要となったとき安心してサービスが利用できるよう保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

■ 令和3年度～令和5年度の介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護を受けている方。 老齢福祉年金受給者、世帯全員が町民税非課税の方で 本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下の方	※1 0.30	19,800円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、 本人の合計所得+課税年金収入が80万円以上120万円以下の方	※1 0.50	33,000円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、 本人の合計所得+課税年金収入が120万円を超える方	※1 0.70	46,200円
第4段階	本人が町民税非課税及び他の世帯員が課税で、 本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下の方	0.90	59,400円
第5段階	本人が町民税非課税及び他の世帯員が課税で、 本人の合計所得+課税年金収入が80万円を超える方	基準額 1.00	(月額5,500円) 66,000円
第6段階	本人が町民税課税で、合計所得が120万円未満の方	1.20	79,200円
※2 第7段階	本人が町民税課税で、合計所得が120万円以上210万円未満の方	1.30	85,800円
※2 第8段階	本人が町民税課税で、合計所得が210万円以上320万円未満の方	1.50	99,000円
※2 第9段階	本人が町民税課税で、合計所得が320万円以上の方	1.70	112,200円

※1 = 消費税増税に伴い、公費を投入して第1段階から第3段階までの方の保険料負担の軽減を行っています。

※2 = 第7段階から第9段階において、基準所得金額が変更となります。

介護保険料は、被保険者及びその世帯員の前年の所得状況(課税状況)によって、所得段階を区分します。令和3年度の介護保険料の所得段階は、6月に確定する本人や世帯の令和3年度町民税の課税状況(令和2年中の所得)などを基に算定します。

令和3年度の介護保険料の通知は7月中旬に送付します。
ただし、特別徴収(年金天引き)により保険料を納めている方は、4月中旬に
4月・6月・8月支給の年金における特別徴収額をお知らせします。

※お問い合わせ先 役場保健福祉課 (TEL: 7-5291)